

平成 16 年 9 月 29 日

各 位

東京都千代田区丸の内 3 丁目 2 番 3 号
株式会社 ニ コ ン
(コード番号 7 7 3 1)
問合せ先 コーポレートセンター 広報・IR 部 セールスマン
岡本 恭幸
TEL:03-3216-1032

和解による訴訟の解決および業績予想の修正に関するお知らせ

株式会社ニコンは、当社ならびに ASML Holding N.V.が互いに提起していた訴訟について、当社、ASML Holding N.V.ならびに Carl Zeiss SMT AG との間で平成 16 年 9 月 28 日付(日本時間)で三社間の和解に関する基本合意覚書を締結いたしました。

これに伴い、平成 16 年 5 月 10 日の決算発表時に公表いたしました平成 17 年 3 月期(平成 16 年 4 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日)の業績予想を下記のとおり修正いたしましたのでお知らせ申し上げます。

記

1. 和解に至る訴訟の経緯

当社および当社子会社(以下「ニコン」と)と ASML Holding N.V.およびその子会社ならびに関連会社(以下「ASML」と)との間の主な訴訟経緯は以下のとおりです。

ニコンは平成 13 年 12 月 21 日、ASML に対して、当社の米国特許を侵害しているステッパー及びスキナー装置(いずれも半導体露光装置)の米国への輸入差し止めを求めて米国国際貿易委員会(ITC)に提訴しておりました。ITC による当社の請求棄却決定を受け、ニコンは平成 15 年 5 月 12 日に米国連邦巡回控訴裁判所(CAFC)に控訴いたしました。また、ニコンは ASML との間で米国カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所、東京地方裁判所、韓国・ソウル地方院及び水原地方院において特許侵害について争っておりました。

このたび米国カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所の調停において、当方の主張が概ね受け入れられたと判断しましたので和解に基本合意いたしました。

なお、Carl Zeiss SMT AG(以下「SMT」)は上記カリフォルニア州連邦地方裁判所での訴訟に訴訟参加を認められた結果、今回の和解に関する基本合意覚書の当事者となったものです。

(注)日付は現地時間により表示しております。

2. 和解の内容

今回の和解により当事者は米国、アジアを含む各国で行われている訴訟手続および行政的手続を一時停止することにいたしました。

和解の条件には、ASML および SMT から当社への総額 145 百万米ドル(約 160 億円)の支払いと、ASML、SMT 各社との半導体露光装置関連特許にかかる包括的なクロスライセンスが含まれます。

なお、支払の方法は総額 145 百万米ドル(約 160 億円)のうち、100 百万米ドル(約 110 億円)が本年中に支払われ、残金 45 百万米ドル(約 50 億円)は三等分され 2005

年、2006年、2007年にそれぞれ支払われることになっております。

また、本年11月に最終的な和解とクロスライセンスに関する正式契約書の調印を予定しております。

3. 今後の見通し

上記の総額約160億円は、11月に予定されている正式契約書調印に基づき、平成17年3月期の収益に計上する予定であります。

4. 業績に与える影響

上記処理が通期の業績に与える影響見込額は以下のとおりであります。

また、現時点において他の要因による通期業績への影響は見込んでおりません。

・平成17年3月期連結業績予想数値の修正 (単位：百万円)

	売上高	経常利益	当期純利益
前回発表予想 (A)	700,000	19,000	19,000
今回修正予想 (B)	700,000	19,000	28,600
増減額 (B-A)	—	—	9,600
増減率 (%)	—	—	50.5
(ご参考) 前期実績(平成16年3月期)	506,378	△4,280	2,409

・平成17年3月期単独業績予想数値の修正 (単位：百万円)

	売上高	経常利益	当期純利益
前回発表予想 (A)	530,000	6,000	7,000
今回修正予想 (B)	530,000	6,000	16,600
増減額 (B-A)	—	—	9,600
増減率 (%)	—	—	137.1
(ご参考) 前期実績(平成16年3月期)	375,958	△5,933	4,063

以上